

江 永 次 男

丸山遺跡における「遺跡移設」について

考古学研究 第30巻第3号(通巻一一九号)抜刷 一九八三年二月



県による試掘調査跡(加曾利貝塚)

土器片が今も採集できる。

向い側(南側)の斜面の開発にあたつては、立合い調査をすることになつてゐるが、工事のストップはかけられないといふ。マスコミ関係者には開発やむなしといい、台地部(試掘跡)の確認調査の予定はないと答えてゐる始末。しかも、無届でよいとした重機による調査は、一〇月二五日のたつた一日だけであり、かつ、加曾利

貝塚に關係してきた研究者仲間(市職員)との綿密な打合わせがなされていないことも判明した。その上で、もつとも安易な方法、すなわち、無届で、重機を使つて、一日で試掘を終了し、その写真すら県には保管されてないし、現地には測量すらはない。

県の副主査が明言したように、試掘調査は無届でよいとした場合、指定地より二〇m位しか離れていない加曾利貝塚隣接地もほんとにそれでよいのかどうか。関係各位にお聞きしたいばかりでなく、県の良識が疑われても致し方あるまい。



丸山遺跡における

「遺跡移設」について

江 永 次 男

一、はじめに

この丸山遺跡は、佐賀県佐賀市にあるもので、現在は「久保泉丸山遺跡」と呼称されている。昭和四十四年（一九六九年）頃から具体化して来た九州横断自動車道建設工事計画が、更に行政的に明確化して来た中で、昭和五十一年十二月に佐賀地区の発掘調査に着手し、翌年一月から丸山地区の事前調査に掛り、その中で丸山遺跡が発見された。発見当初はこの地方に多数存在する円墳の群集の一つと思われていたが、調査が進むにつれて、この遺跡のもつ重要性が一層明確化してきたのである。この遺跡は大雑把にいえば支石墓群と古墳群の複合遺跡である。この遺跡の貴重さは調査が進むにつれて

明確になり、やがて県教委は路線発表後にもかかわらず、おそらく前例のない「原状保存」の考えを打ち出したのであった。しかしながら、公團側等の反対もあり、色々な経過の末、「移転やむなし」の結論を出した。ところが、この「移転」にも国や公團等の反対があつたが、最終的に「移転」の合意を得た。

移設計画費用は当初四億七千円であったが大幅に減額になり、二億九千万円で落ち着いた。移動したのは、古墳十九基、支石墓一十六基、箱式石棺一二基、中世墓十三基、甕棺墓一基であつた。（但し、古墳一基は、移設地で、主体部が埋め戻された。）

移設が完了したのは、昭和五十八年五月二十四日であった。発見からオーブン

の中では、丸山遺跡該当地の地主は、蜜柑園造成を実施せずに、雜木林のままにしていた。ところが路線決定後この土地に古墳が存在している事がわかり、やがて支石墓の発見も含めて丸山遺跡の重要性が、発掘調査の進展に伴なつて明確になつて來たのである。

b 丸山遺跡移設構想とその決定

第一次文化財分布調査となつて具体化した。その為に県教委は、鳥栖市・武雄市間、約五十五kmを、幅一kmについて実施した。実際にはこれより以前、即ち昭和四十四年より予定路線を幅四kmにわかつて調査していたという。これらの調査の中で、県教委は一二八八か所の遺跡を確認した。実際にはこれより以前、即ち昭和四十四年九月二十一日の県議会は困難と判断し、昭和五十三年三月の県議会での一般質問に対し、「全面移設」を検討中と答弁した。一方、保存団体からの「現状保存」要望や、参議院予算委員会での内田善利（公明党）の質問等があり、犬丸文化庁長官（当時）が、「地元で検討中」である旨の答弁をした。その後、昭和五十三年五月二十一日、香月副知事（当時）は、道路公團に対し、「現状保

存」で再検討を要望した。その後、県教委は昭和五十四年三月二日、文化庁に対し、「現状保存は無理である」旨を説明した。

昭和五十四年十一月三十日に、道路公團より「丸山遺跡の移設」について協力するとの申し入れがあり、同年十二月二十三日に県教委は文化庁に対して「丸山遺跡移設」について、「県教委と道路公團の両者が合意した」と報告した。この際、文化庁より次の要望があつたという。即ち、(1)この「移設」を前例としないで欲しい。(2)この「移設」を日本道路公團・文化庁間の覚書に基づく「記録保存の一形態」とする。

c 丸山遺跡について

この遺跡の旧所在地は佐賀県佐賀市久保泉町大字川久保三三七七番地である。その位置は佐賀県の東部、脊振山地の南麓で、佐賀平野に向つて派生している小台地の一つにあり、標高三十八m、水田との比高は約十mである。

この場所は佐賀県内でも特に遺跡が密集しているところで、所謂、遺跡ベルト地帯に属している。従つてこの丸山遺跡

展 望

点である。

二、「移設」問題の経過と

丸山遺跡の概要

a、丸山遺跡発見に至るまでの経過

昭和四十六年頃は九州横断自動車道建設構想が県下で噂になつたり、県議会で質問が行なわれたりして、いた程度であつた。それが、昭和四十八年度にいたつて、第一次文化財分布調査となつて具体化した。その為に県教委は、鳥栖市・武雄市間、約五十五kmを、幅一kmについて実施した。実際にはこれより以前、即ち昭和四十四年より予定路線を幅四kmにわかつて調査していたという。これらの調査の中で、県教委は一二八八か所の遺跡を確認した。また、路線決定に際しこれ等の遺跡のうち現状保存が必要と見られる八九か所を避けてラインを選定した。これは、昭和四八年八月十一日の県議会で、開発対策特別委員会で當時の瀬戸口教育長が答弁している。この時までに丸山遺跡が発見されていれば、今回の様な問題もおきなかつたものと思われる。昭和三十年頃は蜜柑園造成が盛んであった。そ

の中では、丸山遺跡該当地の地主は、蜜柑園造成を実施せずに、雜木林のままにしていた。ところが路線決定後この土地に古墳が存在している事がわかり、やがて支石墓の発見も含めて丸山遺跡の重要性が、発掘調査の進展に伴なつて明確になつて來たのである。

b 丸山遺跡移設構想とその決定

第一次文化財分布調査となつて具体化した。その為に県教委は、鳥栖市・武雄市間、約五十五kmを、幅一kmについて実施した。実際にはこれより以前、即ち昭和四十四年より予定路線を幅四kmにわかつて調査していたという。これらの調査の中で、県教委は一二八八か所の遺跡を確認した。また、路線決定に際しこれ等の遺跡のうち現状保存が必要と見られる八九か所を避けてラインを選定した。これは、昭和四八年八月十一日の県議会で、開発対策特別委員会で當時の瀬戸口教育長が答弁している。この時までに丸山遺跡が発見されていれば、今回の様な問題もおきなかつたものと思われる。昭和三十年頃は蜜柑園造成が盛んであった。そ

の中では、丸山遺跡該当地の地主は、蜜柑園造成を実施せずに、雜木林のままにしていた。ところが路線決定後この土地に古墳が存在している事がわかり、やがて支石墓の発見も含めて丸山遺跡の重要性が、発掘調査の進展に伴なつて明確になつて來たのである。

b 丸山遺跡移設構想とその決定

第一次文化財分布調査となつて具体化した。その為に県教委は、鳥栖市・武雄市間、約五十五kmを、幅一kmについて実施した。実際にはこれより以前、即ち昭和四十四年より予定路線を幅四kmにわかつて調査していたという。これらの調査の中で、県教委は一二八八か所の遺跡を確認した。また、路線決定に際しこれ等の遺跡のうち現状保存が必要と見られる八九か所を避けてラインを選定した。これは、昭和四八年八月十一日の県議会で、開発対策特別委員会で當時の瀬戸口教育長が答弁している。この時までに丸山遺跡が発見されていれば、今回の様な問題もおきなかつたものと思われる。昭和三十年頃は蜜柑園造成が盛んであった。そ

の中では、丸山遺跡該当地の地主は、蜜柑園造成を実施せずに、雜木林のままにしていた。ところが路線決定後この土地に古墳が存在している事がわかり、やがて支石墓の発見も含めて丸山遺跡の重要性が、発掘調査の進展に伴なつて明確になつて來たのである。

b 丸山遺跡移設構想とその決定

第一次文化財分布調査となつて具体化した。その為に県教委は、鳥栖市・武雄市間、約五十五kmを、幅一kmについて実施した。実際にはこれより以前、即ち昭和四十四年より予定路線を幅四kmにわかつて調査していたという。これらの調査の中で、県教委は一二八八か所の遺跡を確認した。また、路線決定に際しこれ等の遺跡のうち現状保存が必要と見られる八九か所を避けてラインを選定した。これは、昭和四八年八月十一日の県議会で、開発対策特別委員会で當時の瀬戸口教育長が答弁している。この時までに丸山遺跡が発見されていれば、今回の様な問題もおきなかつたものと思われる。昭和三十年頃は蜜柑園造成が盛んであった。そ

の周辺にも多数の遺跡が存在する。

丸山遺跡は約三千坪の小面積にすぎないが、この中に古墳が十一基（このうち二基は少し東側に離れて）ある。古墳番号は一号、二号、三号、四号、五号、六号、七号、九号、十号、十三号、（十四号）である（但し、八号、十一号、十二号は存在しない）。ただこの中で十三号、（十四号）は今回の移設からはずされている。

この古墳群の特徴の一つは九基が集中して整然と並びコンパクトにまとまつていていたことである。出土物の中で琴柱形石製品が四点あり、九州では珍しいもので、これ迄の発見は二例しかないという。

また、鉄剣、刀子の数が割合に多いこともその特徴の一つとして挙げられている。更に古墳の主体部構造の多様性が大きな特徴として挙げられている。古墳の大きさは、大、中、小の三様にわけることが出来るが、墳丘径が四一・十四m、墳丘高が〇・四m×二・一mの範囲内である。

丸山遺跡が重要視されたのは縄文晩期（弥生前期に相当する支石墓の周辺から粂痕のある土器が出土し、日本の稻作起源を探る上で、重要な発見だとされたため

である。また、丸山遺跡を持つ多くの支石墓群がある。佐賀県の有明海に面した山麓地方では、これまでに佐賀市尼寺で発見された一基と、上峰村船石の巨石が多分支石墓だろう、といわれている。

今回の、丸山遺跡における支石墓の大規模な分布は今までの考

えを修正せざるを得ない程の決定的な内容を有するものであった。しかもその出土数は一五基に達し、性格不明のもの

を加えるとそれ以上になることがわかったのである。一方、丸山遺跡における支石墓発見と相前後して佐賀平野北部山麓地帯で、相ついで支石墓が発見されたのである。例えば、佐賀市礫石、中原町香田、上峰村船石等である。

丸山遺跡の支石墓はその数が多い事が特徴といえるが、これらを數種類に分類出来ることも特徴の一つに挙げることが出来るよう。即ち、掌石や支石を除く内部主體部で分類すれば、（イ）カメ棺を埋置したもの（ロ）土塙のみのもの（ハ）土塙の床

面に板石を敷いているもの（ニ）土塙壁に石棺状に石を貼りつけたもの（ホ）土塙壁に板石を置いたもの、等である。また、土

城規模は人体よりやや大きい程度で、長さ一・五m×一・七m、幅〇・八m×一・〇m、深さ〇・八m程度である。

なお、支石墓の掌石の数が極端に少ない事が特徴である。実は一五基の中で巨石しか掌石がなかったのである。その理由として古墳築造等で古代人達が掌石を再利用したためと考えられる。

また、前述した古墳の特徴や支石墓の特徴の他に、丸山遺跡の性格を決定づけるものは、古墳群と支石墓群の複合遺跡であるということである。即ち、これだけ多数の支石墓が、これ程特色ある古墳群とコンパクトに複合している所はめったらない」と考えられるのである。

三、丸山遺跡「移設」に関する問題点

a 路線決定のあり方について

今回、丸山遺跡の移設問題がおきたのは、路線発表後に遺跡が発見なされたことが原因している。ところで、丸山遺跡

が次第に変って来た。それは一体どう変つて来たのか、どの点が疑問なのかについては後述したい。

b 遺跡発見後の県教委の保護姿勢

その後、最終的に関係者間の合意を得たのである。

その後、最終的に関係者間の合意を得、移設作業の完成に及んだのである。この様に、県教委は遺跡保存の為に、確かに努力をしたのである。しかししながら、移設作業の進展に伴なつて県教委の考え方が次第に変つて来た。それは一体どう変つて来たのか、どの点が疑問なのかについては後述したい。

c 遺跡の「移設」について

昭和五十四年頃の新聞に次の如き記事（見出し）がのっている。

昭和五十四年頃の新聞に次の如き記事

（イ）「丸山遺跡（佐賀）そつくり移築」

（ロ）「丸山遺跡が保存のためそつくり移築されることになつた」（昭和五十四年十一月十三日付、佐賀新聞）

さて、昭和五十四年十一月三十日に、日本道路公团福岡建設局代表が、移築方針を出している佐賀県教委に訪れて、正式に「合意する」ことを伝えた。新聞に報道された「そつくりそのまま移築」という見出しや説明文が、県民の関心と興味を呼んだことは間違いない。

展 望

はなぜ発見が遅れたのであろうか。まず考えられることは、広大な区域を限られた人員や短かい日数で調査を強行したことである。即ち、幅四km、長さ約六十kmにわたる地域を、どうして正確に調査することが出来るだろうか。しかも、埋蔵文化財は地上に立つても見えないものであり、掘らないと確認することが出来ない特性があるからなあからである。また、地価が安い等の理由で、埋蔵文化財集中地帯をねらい打ちしたともとれる公團側の基本姿勢にも一因があると考え、文化財保護の立場から彼等の姿勢を痛烈に批判せざるを得ないのである。

昭和四十四年頃から幅四kmにわたる調査後、昭和四十八年度より、幅一kmで二回目の調査が行われたが、そのライン上に浮んで来た八九ヶ所の重要な遺構をさけて、最終的に路線がきめられた。しかしながら、この辺りは、どこを通つても遺跡につきあたる地帯なのである。それで、路線発表後に多数の遺跡が発見されたのは当然だといえる。丸山遺跡以外にも貴重な遺跡とされながらも高速道建設のため消滅した遺跡が多くある。例えば前方

「丸山遺跡の貴重さ」と同時に、このユニークな発想がその後数年間のうちに「丸山遺跡」の枕言葉かキヤツチフレーズのような形で定着してしまったのである。確かにニュースとしての価値もあり、県民の関心も高かつたが、その事がかえつて「真相を誤解して受けとめさせる結果」を生んだように思える。その理由としては、まだ具体的なことが明確にならないうちに、そのユニークさが広く県民にアピールしたが、その後具体化し、移設内容が「そつくりそのまま」でない部分が圧倒的に多いのにかかわらず、「二号墳石室の場合のように「そつくりそのままの部分」が移動する時などの大掛りな作業に目をうばわれて、あたかも「遺跡全体がそつくりそのまま移築された」かの如き印象を与えてしまったのではないかとか。——その結果として、多分県民の大多数は「丸山遺跡の移設は完全に終了し、県民のための立派な事業が完成した」と考えているだろう、ということである。

ところで県民がこの移設をどう考えているかを示す新聞投書を一例要旨を示して参考にしたい。——「丸山遺跡を見学

説明をきいた。ところが実際には運搬どころか、調査の為に破壊されてしまったのである。それで実際に「そつくりそのまま」の部分は、極めて限られたものになってしまった。結局、「そのまま」移動した部分は、古墳では一号、二号、六号、七号の各石室と、支石墓では土塙三基にすぎない。また、「一部そのまま」の部分はもつと少なく、一号、二号、五号、三号墳の葺石の一基相当のものと、五号墳の敷石をはぎとつて移設しただけである。

「解体して復原する」というのも疑問点がある。ここではどの部分をどう復原したのか説明せねばならないが、その全容を説明することは困難である。それは移設工事の責任者にしかわからない事柄であるからである。それにもかかわらず、あえて疑問視するのは、支石墓の掌石に見られる如く「復原」の名目で遺跡以外からの持ち込みが知られているからである。しかしながらこれ等三段階における県教委の対応はある程度止むを得ない面もあり、むしろその努力を理解しても良いとさえ考える。ただ、どの点が問題視

されるかは、色々な角度から検討されるべきことであるが、実際に移転したのは旧遺跡の総量の一部にしか過ぎないことが挙げられる。例えば古墳の墳丘土の大半は残留したし、支石墓一一五基の大半は移動していない事である。また支石墓の例に見られるように、見学者向けの「復原」がなされていることである。この「復原」の中には、学術的な配慮がなされた復原と、無縁のものがふくまれている。この事だけでも県教委の考え方の変化が起きたことを知ることが出来るのである。即ち、移転構想をいたした頃の基本的考え方の中に、社会教育的活用を示していた。確かに社会教育的活用は必要で大切な事柄ではある。しかしながら、「見学者向け」の「作られた遺構」は、「追加」が多いことに気付かれると思う。

表2を参照していただきと「残存」や「追加」が多いことに気付かれると思う。つまり、「そつくり」というのは実態にあっていない、という事である。即ち、実際に移動した部分はそれ程多くない、という事である。実はこの点が一番大切な点だと思うからである。もし活用面にあやまちがあれば、県教委は過ちを犯すことになるし、同時に遺跡の性格の本質をゆがめることになるからである。実は、

「丸山遺跡の貴重さ」と同時に、このユニークな発想がその後数年間のうちに「丸山遺跡」の枕言葉かキヤツチフレーズのような形で定着してしまったのである。確かにニュースとしての価値もあり、県民の関心も高かつたが、その事がかえつて「真相を誤解して受けとめさせる結果」を生んだように思える。その理由としては、まだ具体的なことが明確にならないうちに、そのユニークさが広く県民にアピールしたが、その後具体化し、移設内容が「そつくりそのまま」でない部分が圧倒的に多いのにかかわらず、「二号墳石室の場合のように「そつくりそのままの部分」が移動する時などの大掛りな作業に目をうばわれて、あたかも「遺跡全体がそつくりそのまま移築された」かの如き印象を与えてしまったのではないかとか。——その結果として、多分県民の大多数は「丸山遺跡の移設は完全に終了し、県民のための立派な事業が完成した」と考えているだろう、ということである。

ところで県民がこの移設をどう考えているかを示す新聞投書を一例要旨を示して参考にしたい。——「丸山遺跡を見学

して落たんした。地域の発展を望むあまりの「愚挙」としか言いようがない。科学的細工を加えた丸山遺跡を訪れてもマニアスだ。(昭和五十八年七月二十五日付、佐賀新聞)即ち、丸山遺跡に訪れた人々の中には、期待が大きかつただけに古墳のイメージが余りに異なっているのにとまどい、やがて落胆し、その後「移設」を批判するという人々もかなりいるようである。

次に注意すべきことは、県教委の考え方方に変化がおきていることである。

つまり当初、このアイデアを思いついだ頃と工事完成間近い頃とでは「変質」ともいえるほどの変化があつたことである。それを皮肉にも「そつくりそのまま」という言葉が説明してくれる。確かにこの発想を生み出した当時にも、次の三つに分けて説明されていた。(1)そつくりそのまま移築するもの (2)部分的に移築するもの (3)解体して復原するもの——である。しかし、今になってこの中味を検討してみると、筆者がその時に受けとめた内容と、今、目の前にある丸山遺跡の移設内容がかなり違うのである。例

表1 移設の種類と遺構名一覧表			
移設の種類	遺構の種類	遺構名	数
1) そのままする	古 墳 石 室	1号、2号、6号、(7号)	4
	支 石 墓 土 墓	29号、34号、(38号)	3
2) 一部そのまま移設する	古 墳 葦 石 室	1号、2号、3号	3
	古 墳 敷 石	5号	1
3) 解体して復原する	古 墳 石 室	4号、5号、9号、10号	4
	箱式石棺	39号、41号	2
	支 石 墓 支 石 等	5、6、14、18、19、21、22、26、27、28、29、30、31、37、135、34	16
	中世墓板石		3

墓を復元してあることが特徴的である。これは粋痕のある土器出土の支石墓がこの中に含まれているからかも知れない。何にしても、「そつくりそのまま」移築といわれていた中で、九十九基の支石墓がいわれていた中で、九十九基の支石墓が破壊されてしまった事をどう理解したら良いか、はなはだ迷うところである。また、支石墓の上に古墳が築造されている状態は丸山遺跡の特徴の一つであったが、この特徴が移設と同時に消滅したのであつた。

f 移設後の「久保泉丸山遺跡」は「遺跡」と呼べるか

「全面移築」とか「そつくり移築」とかいう言葉はアラジンの魔法のランプで「城」が丸ごと空を飛び他の場所に設置されるイメージを思い浮かせる。仮に「そつくり移設」した場合に「遺跡」と呼べるかどうかである。

遺跡を定義づける条件として考えられるものに「遺構と位置と環境」がある。丸山遺跡の如く移設されたものは位置と環境が変化したことになるので条件が充

歴」と呼べるか

「全面移築」とか、「そつくり移築」とかいう言葉はアラジンの魔法のランプで「城」が丸ごと空を飛び他の場所に設置されるイメージを思い浮ばせる。仮に「そつくり移設」した場合に「遺跡」と呼べるかどうかである。

「しかししながら、博物としての」等と表現するには現実的でないもので、例えば、「丸山遺跡公園」等の別の呼称が適切ではなかろうかと思う。とにかく、「久保泉丸山遺跡」という呼称は将来誤解をまねくおそれがあると考える。



「移設」された古墳および支石墓

展 瑞

表2 移設前後の遺構の動態

	移設前	残存	移設数	追加数	完成時
古墳	9+(2)基	(2)	9	0	8+1(7号)
石室数	9+(2)基	(2)	9	0	8+1基
石室に石を追加				3(2、4、5号)	3基
丘	9+2基	(2)	0	8	8+1
支石墓	115基	99	16	0	16
掌石	2個	0	2	14	16
葺石	6,100個	0	6,100	約13,900	約20,000
埴丘土	不明	不明	不明	相当多量	約1,030t
中世墓	3基	0	3	0	3
土壤	115基	112	3	13	16
セメント				相当多量	相当多量

実際に移転したものは石室等の石材に限られるのである。つまり墳丘土は移設のため除去したが、これの移設後の再利用を出来るだけ避けて、客土により墳丘を構築したという。

掌石として発見されたものは一・五基のうち、一二三号と二十七号の二基にすぎなかつた。それで十六基移設したが、十四基分の掌石が不足したので遺跡外部から捕つた。掌石には幾つかのタイプがあるようだが一二三号のものは丁度「亀の甲」または「掌の形」と良く似た見事な石であった。この石の重量は約一・六tありかなりの大きさのものであつた。ところで、今回復原した支石墓の掌石を見る限り一つの基準にあわせて集石された様に思えるのである。それは大体偏平形であることと、重量が約二・三t程度のものであることである。古代、掌石を再利用して古墳を築造したことは十分考えられる事であるが、丸山遺跡の古墳で見る限り、今回支石墓の掌石として使用された程度の大きな石は、それほど多く使用されていない。明らかに掌石だったと思える石が古墳に使用されているのは事実だが、その数は僅かである。ここに一つ認識しておく必要があることがある。それは、佐賀平野北部山麓地帯に拡がる支石墓群の形態に、今一つ不明確なところ

石のタイプに相違があるらしい事である。その疑問点は、掌石についていえば、例えば三号墳の下には二十五基の支石墓が発見されているが、これらの支石墓の間隔の狭いところでは、大きな掌石のみを使用することは困難であったはずである。つまり支石墓が密集して築造されたところでは、隣の古い支石墓の掌石を再利用するか、または小型の掌石を使用するかしか考えられないものである。

それで、今回の復原が、果して丸山遺跡の古代を正しく再現し得ているかどうかはなはだ疑問に思えるのである。また圧倒的多数の支石墓が古墳の下に埋没していたが、今回移設した支石墓は見学者が見ることが出来るもののみに限られて居るのが特徴である。つまり、古墳下の支石墓は特例を除いて移設されず、記録後破壊されたのである。ただ、支石墓でないが、七号墳の主体部が移設された後に埋め戻してあるのは例外というべき

ところにあり、羨道を腰をかがめて入ると玄室内は真つ暗で、冷気につまられぱし奥津城に消えた古代人に想を巡らす様な所、というのが一般的だと思う。さらに、石室の石も、墳丘の土も、遺物も本物であるから例えどんなに見かけが悪くとも、本物にのみ「古墳」を感じるの

である。

前述した佐賀の一市民(佐賀新聞)の投書に次の文がある。「余りにも、整然としつづき、古代人の息吹を感じさせない。現在から時間的逃避のできる場所では全くありませんでした。小山が五つぐらいあり、これも、あたかも効率的に配置されたかのようでした。これは大人(県と建設省)の『砂遊び』か『粘土細工』かと思つたほどです。……中略……しかし、これからの時代を背負つていく子供達が、丸山遺跡を訪れても、何も得るものはないでしよう。かえって、科学的細工を加えた丸山遺跡を見に行きました。立派に出来ていて、感心しました。あんなに立派なものでなくとも、あの周辺には数多くあります。だれにもわかり易く整備して、車で気軽にかけるようにすると、子供達の社会科の勉強にもなります。省略——丸山遺跡見学者の感想はアンケートでもとらない限りよくわからぬ。これは今後の課題であろう。

である。即ち、(1)記録し、保存する部分、(2)記録し、復元する部分、(3)記録し、破壊する部分、(4)模型的な部分。

この四項目のうち、(1)(2)の二項については遺物・遺構そのものが「記録」であるという意味であろう。このことは、「そつくりそのまま」のものであつても、一旦移設したものは「記録」と同質のものと見なして、「遺物」を「遺物そのもの」と認めない、という意味に解釈出来るのである。この事は、移設した遺跡は、「博物的」になるとの考え方と少し似ている。

j 開発のために「遺跡を動かせ」とい

う風潮を誘発する危険性について

最近、高知県南国市の田村遺跡で、水田跡を一部保存するというニュースがあつた。この保存計画は水田跡の一部(表面積約二十畳)を切りとるものである。また、佐賀新聞(昭和五十八年七月四日)の投書に、「古墳をうまく動かすことで畑が生き残る」というのがあった。すると、これに賛成の投書があり、「私は古墳をうまく動かすことで畑が生き残るなら大賛成です。」(佐賀新聞、七月二十三日)といふのがのつていた。これ等投書者が

h 学術的な価値はどうか

率直に言つて学術的価値は半減したといえるだろう。その理由の一つは「移設したこと」にある。それは遺跡が移設した事により「博物としての遺跡」になるのと似ている。ただ言えることは「そつくりそのまま」移設されたものには「博物的なものとしての価値」があることは間違いないことである。しかしながら「復原」されたもの多くは学術的価値が減少、または皆無というべきであろう。

ただ留意すべきは遺構や遺物が本物である以上、たとえ復原の為に使用されても、それなりの価値があることは当然である。

「そつくりそのまま」移設した場合に、学術的価値はどうなるかについて、次の一節は参考になると思う(「ナイルに沈む歴史」鈴木八司著 岩波新書引用)。「しかし、厳密にいつて、それは今から三〇〇年前にラメセス二世が手がけたオリジナルな神殿ではなくて、二〇世紀の製品といわねばならないかも知れない。元々はアングルでもとらない限りよくわかる。これは今後の課題であろう。

i 記録保存の一形態について

この「移設」を覚書に基づく「記録保存の一形態」とする、という文化庁要望について少し考えて見たい。「記録保存」は「まやかし」の言葉である。この言葉は、「まやかし」の言葉であり、むしろ「破壊前の記録」とか「記録後破壊」といった方がわかりが良い。それで、記録保存の一形態という意味は「記録後破壊の一形態」という意味になる。ところで、今回の丸山遺跡移設について少し考えて見たい。「記録保存の一形態」として見た時、具体的にはどうなるのであろうか。ここで、非常に複雑な内容になることに気付くの

移転は、眞の文化財の救済ではなく、妥協の一種だつたということになる。」

アブ・シンベル神殿移設と同列に論じらは、一〇四一個の岩塊に分断され、旧位置の後方に移転再建された、という。そして、彫刻やレリーフの継ぎ目は、素人には殆んどわからない程、移転工事は見事であったという。

しかしながら、丸山遺跡の場合はこのアブ・シンベル神殿移設と同列に論じられない点が余りに多いのである。

この「移設」を覚書に基づく「記録保存の一形態」とする、という文化庁要望について少し考えて見たい。「記録保存」は「まやかし」の言葉である。この言葉は、「まやかし」の言葉であり、むしろ「破壊前の記録」とか「記録後破壊」といった方がわかりが良い。それで、記録保存の一形態という意味は

この言葉は、「まやかし」の言葉である。この言葉は、「まやかし」の言葉である。アブ・シンベル神殿移設と同列に論じらは、一〇四一個の岩塊に分断され、旧位置の後方に移転再建された、という。そして、彫刻やレリーフの継ぎ目は、素人には殆んどわからない程、移転工事は見事であったといふ。

この「移設」を覚書に基づく「記録保存の一形態」とする、という文化庁要望について少し考えて見たい。「記録保存」は「まやかし」の言葉である。この言葉は、「まやかし」の言葉であり、むしろ「破壊前の記録」とか「記録後破壊」といった方がわかりが良い。それで、記録保存の一形態という意味は

「これを前例としない」と今後の事について一本釘をさしているから、そう簡単には「移設」が行われるとは思えない。

しかも知れない。何れにしても文化庁が動することも可能だという。今回の丸山遺跡移設というユニークなニュースが、開発側にヒントを与え、彼等を勇気づけたかも知れない。何れにしても文化庁が「これを前例としない」と今後の事について一本釘をさしているから、そう簡単には「移設」が行われるとは思えない。しかしながら、何れが是か、判断に迷うケースもあるだろうから、移設を完全に否定してしまうのも行きすぎかも知れない。事は否めない。

四、おわりに

丸山遺跡の移設に伴い、県民の文化財に対する関心が高まり、また、移設や保存に関する科学技術の向上をもたらした

トを与えた事にもなつた。また、県教委が「保存や活用の一つの方向」を打ち出して来たような印象を与えている。もしも、今回の丸山遺跡移設が開発側や行政側に悪用されるが如き結果を生むならば、全国の遺跡は新たな危険にさらされる事になる。この小論で、佐賀県教委を色々な角度から批判をしたが、開発か保存かの二者択一ともいえる埋蔵文化財を、丸山遺跡において破壊から見事に守つた点は、事実として評価したい。しかしながら、「久保泉丸山遺跡」という名称と、その実態に格差が起きている事も事実である。即ち、呼称の検討が必要だと考える。また、これまで県教委を対象に意見を述べてきたが、丸山遺跡移設はどうも県教委だけで出来るような内容ではないと思う。つまり全国的な規模で遺跡の補修等を仕事にしている業者のアドバイスがありそうに思えるのである。最後にこの文を作成するに当り、佐賀県教委の資料と佐賀、西日本、読売、朝日各紙の記事を利用させて戴きました。また、鈴木八司氏にもお礼申し上げます。

「伊場裁判」最高裁上告理由書

伊場文化財訴訟原告団

もくじ

- 第一点 原判決の憲法違反について
- 第二点 行政事件訴訟法第九条解釈適用の重大な誤りについて
- 第三点 原判決における文化財保護法の解釈適用の誤った違法について
- 第四点 文化財の公益と利益主体の変遷及び発展
- 第五点 代表出訴権と国民の文化財享有権に関する原判決の判断の誤りについて

第一点 原判決の憲法違反について

原判決は、上告人の主張した原告適格について排斥したが、右は後記憲法の各条規の解釈適用を誤った（民事訴訟法第三九四条）ものといわなければならない。

上告人らは、控訴審において、国民の文化財享有権が憲法によつて保障された具体的の権利であり、従つて、上告人らの原告適格は認められるべきものであると主張したが、原判決は後記の憲法上の文化財享有権について何ら判断せず、上告人らの文化財享有権を排斥した。これは原判決が実質上、上告人らを含む国民の文化財享有権を保障した以下掲記の憲法の各条規の解釈適用を誤つたものといわなければならない。

憲法第一三條は、生命・自由・幸福追及の権利は国政上最大の尊重を必要とすると規定している。そして、プライバシーの権利が憲法第一三條にその実定法上の根柢として認められているように文化財享有権という具体的の権利も同条に規範的根柢が具現されているのである。

文化財享有権は、文化財を糧とする精神文化の恵沢において国家の施策を積極的に求める社会権的基本権であり、憲法的第一三条の幸福追及の権利は実質的には、生存権もしくは社会権をも含むと解されている（小林直樹、ジユリスト四九二号二二頁）。

二頁）

文化財は、生きた歴史教育、真理探究の重要な素材であつて、文化遺産が自由に活用されなくてはならず、文化財を保護することが「学問の自由」（憲法第二十三条）教育権（憲法第二六条）の実質的に保障することになり、憲法二三條、憲法第二六条によつても文化財享有権は実定法上の根柢を有している。

憲法第二五条は、「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と宣言している。

健康で最低限度の生活とは、世界人権宣言第二三條第三項の「人間の尊嚴にふさわしい生活」であり、ワイメール憲法第一五一条一項の「人間に値する生存」と同じ意味である。人間に値する生存の確保のためには単に経済的な利益だけではなく、精神的・文化的利益をも国家は